

情報あれこれ



悪臭防止法の規制方式の変更について

本市は、平成19年4月1日より悪臭防止法に基づく規制方式を、従来の「物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更しました※詳しくはホームページ (http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozon/index.html) をご覧ください。

ハチの巣は早期に発見してください

4月から6月にかけて家の軒下や生垣、庭木などにハチが巣を作りはじめます。生活に支障がある場所にできたハチの巣は、早めに発見すると駆除も容易です。市では私有地にあるハチの巣の駆除は原則として行いませんので、所有者・管理者で早期発見・駆除するようお願いいたします。なお、スズメバチのように駆除が難しい場合は豊橋市シルバー人材センター (☎48・3301) などでも有料で駆除

しますので依頼してください。詳しくは道路維持課ホームページ (http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kensetsu/douroji/index.html) をご覧ください。

▼問合せ 道路維持課東部土木維持事務所 (☎64・5656)、西部土木維持事務所 (☎25・8415)



秋頃のスズメバチの巣



作り始めのスズメバチの巣

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について

産業廃棄物を排出する事業者は、平成20年度から産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等の状況の報告が必要になります。これまでマニフェスト交付等の状況の報告に関しては当分の間猶予となっていました。報告が平成20年4月1日までに改められ、平成19年4月1日以降に交付したマニフェス



お得だね！ ホームページミニ情報



■講座・イベント情報がいっぱい 生涯学習情報サイト「e-glad!」を活用してください



☞ <http://www.e-glad.jp>

▶問合せ 社会教育課 (☎51・2849)

▶掲載情報

- 本市とその周辺の講座、催し物、イベント情報
- 団体・グループ情報
- 講師や施設の情報

▶検索方法

- 豊橋市ホームページ (<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/>) の「主な講座・催し物」から見るができます
- 市民開放端末「とよはし情報ネット」からもご利用いただけます

<市民開放端末設置場所(市内22か所)>

市役所西館1階ロビー、じょうほうひろば(東館地下1階)、生活家庭館、地区市民館(二川、東陽、南稜、青陵、石巻、南部、牟呂、高師台、吉田方、南陽、本郷、東部飯村分館、東陵)、カリオンビル、市民文化会館、中央図書館、女性会館(ライフポートとよはし内)、市民クラブハウス(岩田運動公園内)、とよはし情報プラザ(豊橋駅内)

■地区市民館ホームページを活用してください

▶掲載情報

- 各種講座情報やイベントの情報(文化・芸術・教養など市民大学トラム、高齢者セミナー、幼児ふれあい教室、親子ふれあい教室など)
- 自主グループ活動の紹介
- 施設の紹介

- 会議室などの部屋の予約状況

▶検索方法

- 豊橋市ホームページ「組織から探す」>「社会教育課」>「地区市民館」から見るができます

トの交付等の状況について、翌年度に都道府県知事等への報告が必要となりました。

▼対象事業者 産業廃棄物を排出する事業者で、マニフェストを交付している事業者▼提出期限 毎年6月30日▼その他 ①報告書は毎年前年度の実績について提出してください(電子マニフェストを使用している分は対象外) ②建設現場等、豊橋市内での事業場の設置が短期間又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合は一つにまとめて記入してください③石綿含有廃棄物が含まれる場合は、含まれない廃棄物と分けて記入してください▼問合せ 廃棄物対策課 (☎51・2406)

優良運転者の免許証更新手続きが日曜日にもできます

平成19年4月1日から東三河運転免許センターでは日曜日にも運転免許証の更新手続きの一部ができるようになりました。

▼対象 優良運転者講習を受講する方で、運転免許証更新連絡書(ハガキ)を持参の人▼受付時間 午前8時45分～午後0時、午後0時45分～午後3時▼問合せ 東三河運転免許センター(☎0533・857181)

国民健康保険税納税通知書(第1期分)を送ります

問合せ 国保年金課(☎51・2295)

平成19年度国民健康保険税第1期分(仮算定)の納税通知書を4月10日付けで世帯主あてに送付します。

課税額

今回の第1期分(仮算定)は、平成19年度の市民税額と固定資産税額が確定していないため、平成18年度の課税額を年間の納期数(8回)で割った金額です。ただし、平成18年度に介護分が課税されていたが、平成19年4月1日現在で40～64歳の被保険者がいない世帯、または平成19年4月中に65歳になるため、平成19年度に介護分が課税されない世帯では、原則として平成18年度の課税額から介護分を除いた金額の8分の1です。1年間の課税額は8月に決定(本算定)します。その際、年税額から第1期分を差し引き、残額を第2～

8期(7回)に割り振ります。第2期以降の納税通知書は8月中旬にまとめて送付する予定です。なお、4月以降に新規加入した世帯については、第2期が最初の納期です。

免といった減額の制度がありません。この制度は、平成18年分の所得の申告に基づき適用されます。所得のない方や遺族年金、障害年金、雇用保険等非課税所得のみの方は市民税の申告が必要です(扶養家族になつていない場合は除く)。申告が必要な方で、まだ申告を済ませていない方は市民税課(市役所西館2階)で申告してください。※申請が必要な減額措置に該当する世帯には、7月初旬に申請書を送付する予定です。詳しくは納税通知書に同封される「国民健康保険のお知らせ」をご覧ください

■平成19年度の税率と課税限度額

	医療分	介護分
所得割	※市民税所得割額×188/100 [325/100]	※市民税所得割額×45/100 [84/100]
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×33/100 [36/100]	固定資産税額(土地・家屋)×10/100 [10/100]
被保険者均等割	被保険者1人につき34,200円 [32,400円]	被保険者1人につき10,200円 [10,200円]
世帯別平等割	1世帯につき27,600円 [27,600円]	1世帯につき6,000円 [6,000円]
課税限度額	560,000円 [530,000円]	90,000円 [90,000円]

[] 内は平成18年度の税率です。

※高齢者を対象とした国の激変緩和に該当する場合は、激変緩和(最高14,000円控除)後の市民税所得割額